



# 第4章

## 子ども・子育て支援施策の推進方策

### 基本目標1 家庭における子育てへの支援

#### 施策の方向1 多様な子育て支援サービス環境の整備

##### 【現状と課題】

近年、少子高齢化や核家族化の進行とともに地域とのつながりの希薄化が進み、身近な地域に相談できる相手がないなど、子育てへの負担感が増大していると言われています。

本市では、芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画〈後期〉に基づき、多様なニーズに応じた子育て支援サービスの提供や、相談の機会を充実してきました。特に、本市の子育て拠点である子育てセンターについては、平成22年7月より保健福祉センター内の子育て支援センターに場を移し、つどいの広場事業や相談機能を充実させて実施しています。

アンケート調査では、子育てを楽しんでいると感じることが多いと思うかについて、就学前児童の保護者で、「楽しいと感じることの方が多い」の割合が70.3%と最も高くなっています。しかしながら、少数ではあるものの、「つらいと感じることの方が多い」で2.5%の回答が得られました。また、日常悩んでいたり、気になっていることとして、「子どものしつけに関すること」や「子どもの教育・保育に関すること」が高くなっています。

少子高齢化、核家族化等の社会構造の変化や働く女性の増加等子育て家庭の環境が大きく変化しており、育児の孤立化を防ぐために、子育て支援サービスの充実を図る必要があります。

##### 【施策の方向性】

身近なところで気軽に子育て中の保護者と子どもが集まれる場所を増やし、子育てに関する知りたい情報を手に入れることができるよう、きめ細かな内容を提供するとともに、発信の方法を検討し、子育ての楽しさを感じてもらえるよう家庭を支える仕組みを築いていきます。

第1章

第2章

第3章

第4章

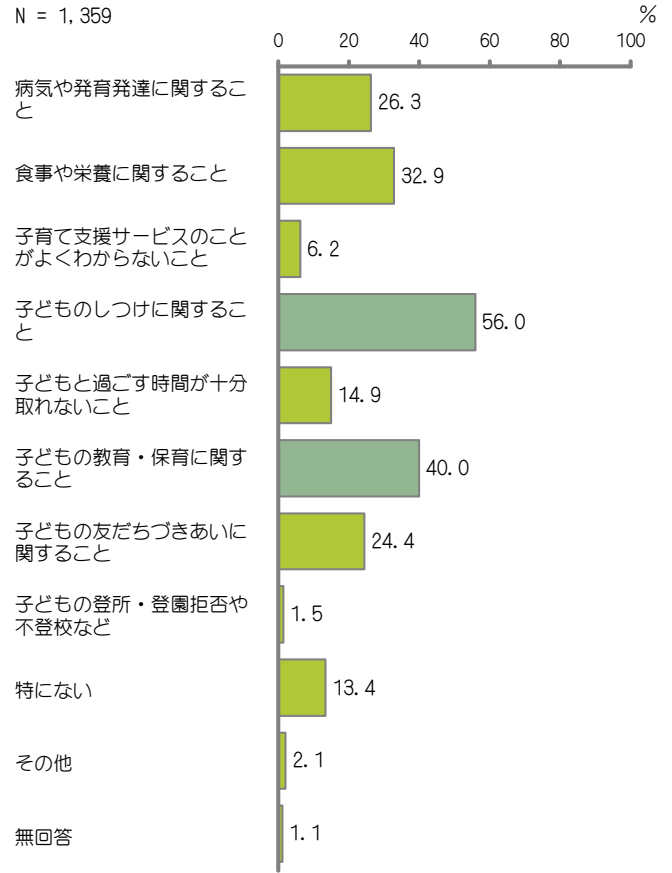
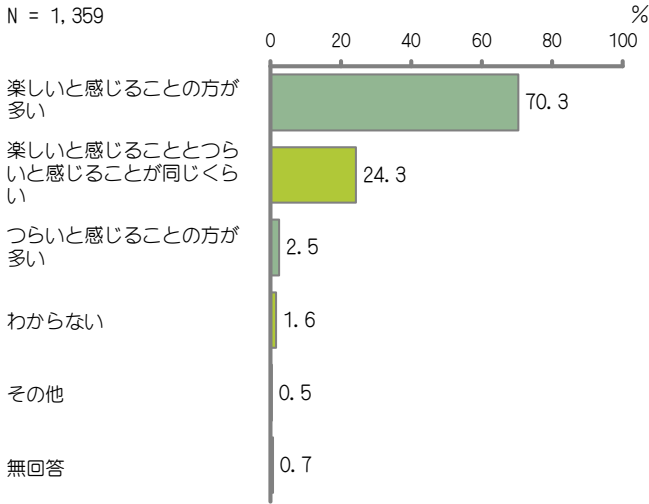
第5章

第6章

資料編

〔 子育てを楽しんでいると感じることが多いと思うか  
(就学前児童) (単数回答) 〕

〔 子どものことで日常悩んでいたたり、気になっていること  
(就学前児童) (複数回答) 〕



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成26年3月）

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1 ※	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	こども課	育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となつて一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動で、依頼会員は小学校6年生までの子どもを持つ保護者とする。
2 ※	子育て短期支援事業 (子育て家庭ショートステイ事業)	こども課	保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童福祉施設において一定期間、養育及び保護を行う。
3 ※	養育支援訪問事業 (育児支援家庭訪問事業)	こども課	子どもの養育について支援が必要であるにもかかわらず、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な家庭で、支援が必要と認めた家庭に対し、保健師、助産師、ホームヘルパー等を派遣して育児指導、育児相談や簡単な育児・家事の援助を行う。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編





No	事業名	担当課	事業内容
4	子育て情報の提供	こども課 保育課 健康課 児童センター 管理課 学校教育課 青少年育成課 図書館	子育て情報誌，広報紙，ホームページ，まちナビ等において，子育て支援サービス全般に関する情報を市民に広く提供する。
5	ふれあい冒険ひろば	こども課	普段体験できないような野外での活動を通して親子で自由にのびのびと遊び，ふれあう中で子育てへの意識の向上を図る。
6	子育て講演会，講座	こども課 児童センター 公民館	子育てに関する講演会や講座を開催することで，子育てについて考え，向き合う気持ちを深める。
7	母親同士の交流	児童センター	子育ての悩みや問題について母親同士が話し合うことで，母親の不安や負担を軽減し子どもの健全育成について考える場を提供する。
8	こどもフェスティバルの開催	こども課	いろいろな遊びコーナー等，子どもが1日楽しく過ごす機会としてイベントを開催する。
9	子育て支援センター（チャイルドプラネット芦屋）	こども課	家庭児童相談室，子育てセンター，ファミリー・サポート・センターがあり，子育て支援の拠点として他機関との連携によるネットワークでの総合的な子育て支援を行う。
10	あい・あいる〜む	こども課	市内の公共施設を活用し，親子で気軽に立ち寄れる場所を提供する。民生委員・児童委員がスタッフとなり，相談・助言・情報提供を行う。
11※	地域子育て支援拠点事業（つどいの広場事業）	こども課	子育て支援サービス等に関する情報提供，相談及び助言等，子育ての総合窓口を設置するとともに，子育て中の親子が気軽に遊べる場（「むくむく」「ぷくぷく」「もこもこ」）を提供する。
12	保育所における地域子育て支援	保育課	地域の乳幼児の親子の交流の場，遊び場，子育ての相談の場として，保育所の園庭を開放したり，体験保育を実施したりする。
13	児童センターにおける子育て支援（乳幼児親子対象）	児童センター	「あそび広場」「ひよこひろば」「親子クラブ」「トランポリン教室」等，時代のニーズに合わせた事業を展開するとともに，遊戯室の開放や人形劇，映画会を開催するなどして乳幼児親子が気軽に利用できるよう子育て支援を推進する。
14	図書館における子育て支援（乳幼児親子対象）	図書館	「おはなしの会」「絵本の会」等の親子での参加による読み聞かせを通して，乳幼児期から絵本に親しむことができるよう子育て支援を実施する。

※は子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

## 施策の方向 2 ひとり親家庭の自立支援

### 【現状と課題】

本市のひとり親家庭の推移を見ると、年々増加しており、今後も引き続きひとり親家庭の増加が予想されます。

アンケート調査では、少数意見ではあるものの、休日・祝日の保育を実施してほしい、父子家庭に対する支援を充実してほしいとの意見がありました。ひとり親家庭の就労状況を見ると、母子家庭では、配偶者がいる人に比べ、フルタイムで就労している人の割合が高くなっており、38.2%となっています。

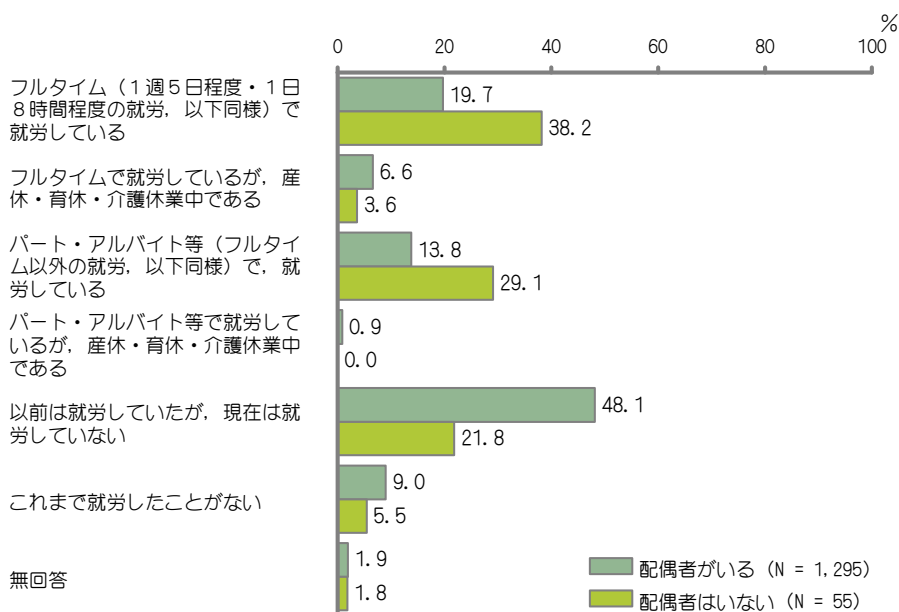
全国調査（平成 23 年度全国母子世帯等調査）では、母子家庭の母自身の平均年収は 223 万円（うち就労収入は 181 万円）となっており、母子家庭の場合経済的な問題を、また、父子家庭の場合、仕事や家庭生活においての問題を抱えているケースが少なくありません。

今後もひとり親家庭の親子が安心して暮らしていけるよう精神的、経済的な支援に加え、情報提供や相談体制の充実が求められています。

### 【施策の方向性】

支援に漏れがないよう制度の周知を継続して行うとともに、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めます。

〔 配偶者の有無別母親の就労状況（就学前児童）（単数回答） 〕

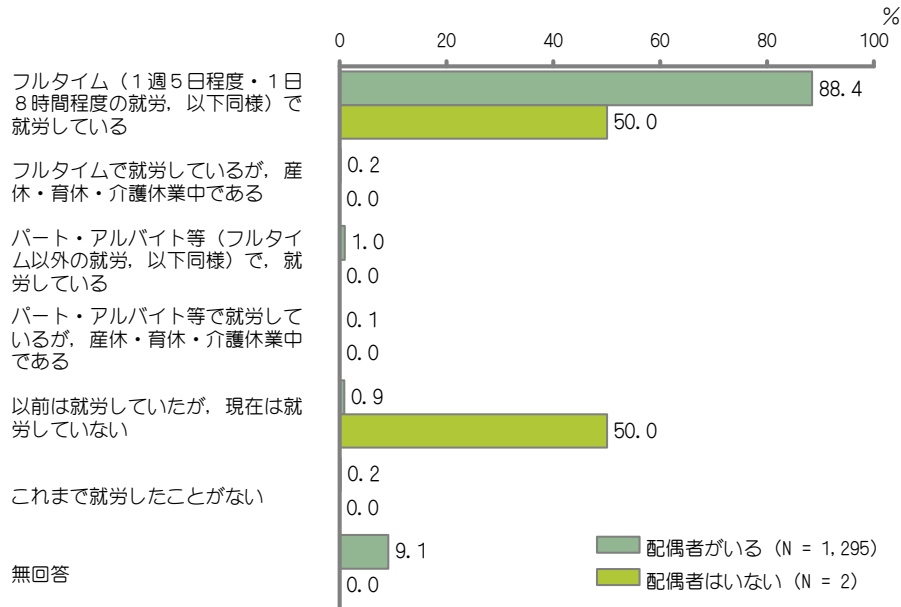


資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成 26 年 3 月）





〔 配偶者の有無別父親の就労状況（就学前児童）（単数回答） 〕



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成26年3月）

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	母子・父子家庭相談	こども課	母子・父子自立支援員が母子家庭，寡婦及び父子家庭の生活全般の相談に応じる。また，法律問題（離婚，相談等）に関する相談は専門家（弁護士）につなぐ。
2	ひとり親家庭の就労支援援助	こども課	ひとり親家庭の自立のための就労支援として，ハローワーク等の関係機関と連携し，情報提供をはじめ，資格取得，能力開発のための支援，援助を行う。
3	ひとり親家庭に対する経済的支援	地域福祉課 生活援護課 こども課 住宅課	母子家庭等医療費助成 生活保護費 母子加算 児童扶養手当 母子（寡婦）・父子福祉資金の貸付 ファミリー・サポート・センター利用料金の助成 ひとり親家庭の公的住宅への優先入居
4	ホームヘルプサービス	こども課	身体や精神上的の障がいにより生活支援を必要とするひとり親家庭に対し，家事援助等を行う。
5	芦屋市白菊会活動への支援	こども課	ひとり親，寡婦家庭の交流，親睦を深めるために，活動の支援を行う。

## 施策の方向3 子育て家庭への経済的支援

---

### 【現状と課題】

全国調査（国民生活基礎調査）では平成24年の「子どもの貧困率」は16.3%となっており、約6人に1人が貧困状態とされています。子育てにかかる経済的負担は大きく、貧困による格差の広がり、教育や進学機会を狭めるだけでなく、子どもが健康やかに育つための環境にも大きな影響を及ぼします。経済的な問題に関わらずすべての子どもが平等に支援を受けられることが社会のあり方としても重要であり、子どもが安心して自分らしく生きていけるよう、子どもとその家庭を支援することが必要です。

アンケート調査によると、就学前児童と小学生児童の保護者ともに、子育て支援施策に期待すること・重要なこととして、「教育・保育サービスの費用負担や学費等経済的支援の充実」が26.8%～38.4%と上位を占めていることから、更なる経済的支援が求められています。

### 【施策の方向性】

経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう引き続き各種手当等の経済的支援を充実します。

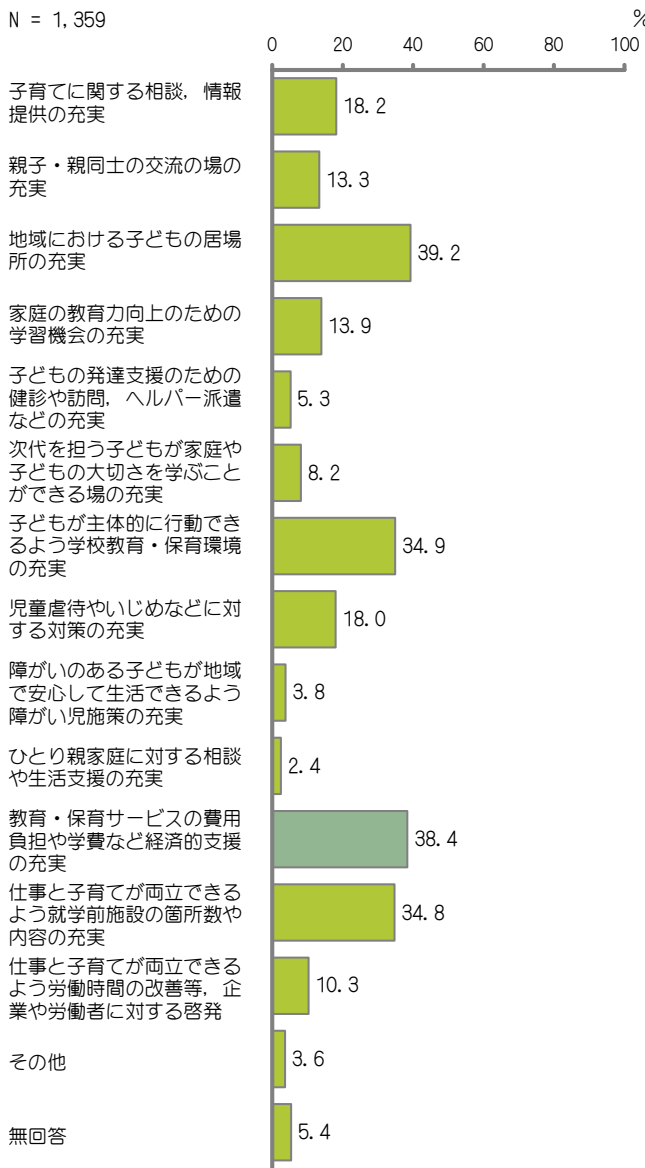




〔 芦屋市の子育て支援施策に期待すること・重要なこと（複数回答） 〕

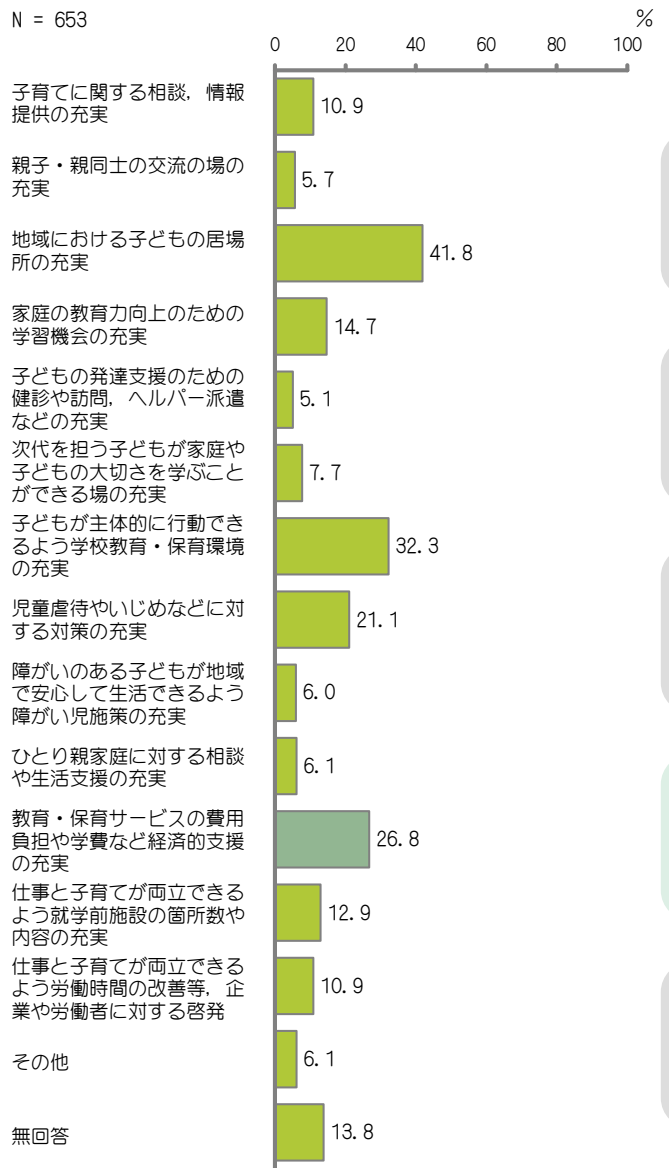
(就学前児童)

N = 1,359



(小学生児童)

N = 653



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成26年3月）

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1 ※	妊婦健康診査 (妊婦健康診査費助成事業)	健康課	妊娠中の健康診査の受診を促進し母体や胎児の健康を確保するため、妊婦健康診査費の助成を行う。
2	未熟児訪問指導及び未熟児養育医療の給付	健康課	健やかな成長発達が促されるよう家庭訪問を実施し、また、医療を必要とする未熟児に対して医療給付を行う。
3	子ども(又は養育する親)に対する援助	保険課 地域福祉課 こども課 青少年育成課	乳幼児等医療費助成 こども医療費助成 出産育児一時金 児童手当 交通遺児就学激励金 児童福祉施設入所等徴収金の助成 留守家庭児童会育成料の減額、免除
4	障がい児(又は養育する親)に対する援助	地域福祉課 障害福祉課 こども課	障害者医療費助成 障害児福祉手当 重度心身障害児介護手当 特別児童扶養手当 福祉施設等通園(通学)費扶助 障がい児施設入所等費用の助成
5 ※	教育・保育施設等の利用者に対する援助	保育課 管理課	第2子以降の保育料の軽減 ひょうご多子世帯保育料軽減事業補助金 私立幼稚園就園奨励費補助金 就学奨励費 朝鮮人学校就学補助金 実費徴収に係る補足給付事業
6	若い世帯、子育て世帯等の公的住宅への優先入居	住宅課	若い世帯や子育て世帯が良好な住環境を確保できるよう、公的住宅への入居に対し、困窮度判定において加点する。

※は子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業







## 施策の方向 4 親と子どもの健康の確保

### 【現状と課題】

妊娠出産を経て乳幼児期は、基本的な生活習慣を整え、人格形成の基礎が培われる大切な時期にあり、保護者や家庭の関わり方が重要となります。睡眠、食事、運動等生活リズムを整え、子どもとの良い情緒的交流が望まれているものの、一方で、育児不安を持つ母親が多くなっています。

「第2次芦屋市健康増進・食育推進計画」にも記載されているように“安心して出産し、こどもの成長を願って自分らしく育児をしよう”という目標を実現するために、結婚・妊娠・出産・育児において切れ目なく支援を行っていく必要があります。

### 【施策の方向性】

関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、安心して相談や交流ができる場を提供します。

### 【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	妊産婦健康相談	健康課	妊産婦を対象に助産師等による個別相談を行う。
2 ※	乳児家庭全戸訪問事業	健康課	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。
3	乳幼児健康診査	健康課	4か月児健康診査 / 10か月児健康診査 / 1歳6か月児健康診査 / 3歳児健康診査
4	保健センターによる育児相談	健康課	乳児を対象に身体計測及び保健師と栄養士、助産師による子どもの発達や育児についての個別相談を行う。
5	こどもの相談	健康課	乳幼児健診において、経過観察が必要な子どもや、5歳児発達相談を希望する保護者に対し、医師・臨床心理士・保健師による個別相談を行う。
6	親と子どもの健康教育	健康課	「プレおや教室」「もぐもぐ離乳食教室」「幼児の食事とおやつ教室」等の事業を実施し、離乳食等について楽しく学ぶ機会を提供する。
7	アレルギーに対する事業	健康課	アレルギー健診、「離乳食相談」でアトピー性皮膚炎の子どもを持つ保護者等を対象にした栄養士、保健師による個別相談、アレルギーに関する専門医の講義や室内の環境整備方法や食事の調理方法について実習等を行う。
8	定期予防接種事業	健康課	予防接種法に基づいた定期予防接種事業を行う。また、適齢期の子どもに対して、個別通知や保育所・幼稚園・学校への通知を行い、周知に努める。
9	市立芦屋病院による育児支援	市立芦屋病院	助産師が「両親学級」「おっぱい相談室」等を実施して、安心して出産・育児をしていくことができるよう妊婦の方への支援を行う。また、地域連携室で平日に無料の医療相談も行う。

※は子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

## 施策の方向5 子育ての悩みや不安への支援

### 【現状と課題】

アンケート調査では、子育て支援施策に期待すること・重要なこととして、「子育てに関する相談、情報提供の充実」が18.2%となっており、特に就労していない母親では23.1%と高くなっています。

また、子育てに関して、不安や負担等を感じるかについては、子育てについて気軽に相談できる人・場所の有無別で見ると、相談できる人・場所がない人で、子どもに関することでは「病気や発育発達に関すること」「子どもの教育・保育に関すること」等、保護者自身に関することでは「子育てのストレス等から子どもにきつくあたってしまうこと」「子育てによる身体の疲れが大きいこと」等が相談できる人・場所がある人に比べ高くなっています。

このことから、子どもや保護者自身のことについて相談できる場の提供等、不安や悩みを軽減し、孤立感を感じることなく、楽しみながら子育てができるような支援が必要です。

### 【施策の方向性】

身近な相談相手として地域の民生児童委員や子育てセンターのアドバイザーが、引き続き、保護者の孤立を防ぎ、悩みを抱え込まないよう、必要な情報提供・助言等の取組を進めます。また、新たに子育て支援員を配置し、体制の充実を図るとともに関係機関との連携調整を行います。

〔母親の就労状況別芦屋市の子育て支援施策に期待すること・重要なこと（就学前児童）（複数回答）〕

単位：％

区分	有効回答数（件）	子育てに関する相談、情報提供の充実	親子・親同士の交流の場の充実	地域における子どもの居場所の充実	家庭の教育力向上のための学習機会の充実	子どもが発達支援のための健診や訪問、ヘルパー派遣などの充実	大切さを学ぶことができる場の充実 次代を担う子どもが家庭や子どもの 間、ヘルパー派遣などの充実	学校教育・保育環境の充実 子どもが主体的に行動できるような学 校教育・保育環境の充実	児童虐待やいじめなどに対する対策 の充実	生活できるような障がい児施策の充実 障がいのある子どもが地域で安心して 生活できるような障がい児施策の充実	ひとり親家庭に対する相談や生活支 援の充実	教育・保育サービス等の費用負担や学 費など経済的支援の充実	仕事と子育てが両立できるような就学 前施設の箇所数や内容の充実	仕事と子育てが両立できるような労働時間 の改善等、企業や労働者に対する啓発	その他	無回答
全体	1359	18.2	13.3	39.2	13.9	5.3	8.2	34.9	18.0	3.8	2.4	38.4	34.8	10.3	3.6	5.4
フルタイム	366	11.7	9.6	30.1	11.7	5.2	8.5	31.7	14.8	4.4	3.3	41.8	52.5	18.6	5.2	4.9
パート・ アルバイト等	208	11.1	7.2	43.3	9.1	3.4	9.6	39.4	19.2	2.4	3.8	38.9	38.5	10.1	3.4	5.3
未就労	759	23.1	16.7	43.0	15.5	6.1	7.8	35.2	18.8	4.1	1.4	36.5	26.2	6.7	3.0	5.5

資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成26年3月）





〔 子育てについて気軽に相談できる人・場所の有無別子育てに関しての不安や負担（就学前児童）（複数回答） 〕

子どものこと

単位：％

区分	有効回答数（件）	病気や養育発達に関すること	食事や栄養に関すること	ことがよくわからない子育て支援サービスのこと	子どものしつけに関すること	十分取れないこと子どもと過ごす時間が	子どもの教育・保育に関すること	子どもの友だちつきあいにすること	否や不登校など子どもの登所・登園拒否	特になし	その他	無回答
相談できる人がいる／場所がある	1314	25.6	33.2	5.9	55.9	14.6	39.5	23.9	1.5	13.9	2.1	1.0
相談できる人がいない／場所がない	43	46.5	25.6	14.0	55.8	20.9	51.2	37.2	—	—	4.7	4.7

子どもの保護者自身のこと

単位：％

区分	有効回答数（件）	子育てに関して配偶者の協力が少ないこと	配偶者と子育てに関して意見が合わないこと	人が理解してくれないこと子育てが大変なことを、身近な	ご自身の子育てについて、身近な人の見る目が気になること	子育てに関して話し相手や相談相手がないこと	仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れない	配偶者以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと	子育てのストレスなどから子育てにきつくあたってしまうこと	子育てによる身体の疲れが大	特になし	その他	無回答
相談できる人がいる／場所がある	1314	13.5	6.1	4.5	6.0	2.0	36.5	11.3	26.4	27.9	26.8	6.2	4.3
相談できる人がいない／場所がない	43	27.9	4.7	18.6	7.0	39.5	41.9	44.2	37.2	39.5	2.3	9.3	2.3

資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成26年3月）

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	子育て支援センターにおける子育て相談	こども課	子育てに対して不安等を抱える養育者に対し、子育てホットラインでの相談、窓口相談、また、家庭児童相談室を利用できない時間帯（夜間・休日）にも電話で相談できる体制を整えることにより、子育ての負担等を軽減する。
2	子育て支援員の育成、確保	（新規事業）	「子育て支援員」の研修を実施し、様々な子育て支援の現場において活躍できる人材の育成と確保を図る。

## 施策の方向 6 要保護児童への支援

### 【現状と課題】

子どもが健やかに成長するためには子ども一人一人の人権が尊重されることが大切です。

近年、地域における連帯感の希薄化、育児情報の氾濫、経済的な問題等を背景に、保護者が多くの不安とストレスを抱えています。様々な要因が重なったとき、子どもに対する虐待が発生する場合があります、大きな社会問題となっています。

虐待は、子どもの人権を侵害するとともに、子どもの生命の危険にもつながります。また、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすため、迅速かつ適切な対応が求められます。

### 【施策の方向性】

子どもの最善の利益を尊重し、すべての子どもと家庭を対象とした相談・支援について充実を図るとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を未然に防ぐほか、虐待の早期発見、早期対応に努め、関係機関等との連携を行い、支援の充実を図ります。

### 【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	家庭児童相談	こども課	家庭児童相談員が家庭の養育についての悩みや心配ごとの相談に応じる。また、子どもの虐待に関する相談・指導・訪問等適切な対応を行う。
2 ※	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）	こども課	児童虐待や非行等、保護を要する児童や出産前から児童の養育に支援が必要と思われる妊婦等に関する諸問題について、関係機関が連携して組織的に対応し、当該児童及び妊婦の早期発見及び適切な保護を図る。
3	カウンセリングセンターの電話、面接相談	学校教育課	保護者を対象に、不登校、無気力、非行、性の問題等の子どもや親子関係等の悩みについて、電話、面接による相談を実施する。
4	教育相談	打出教育文化センター	子どもとその保護者を対象に、心のケア、不登校、子どもの情緒不安、学習不安等の相談を行う。必要に応じて専門相談員による遊びを通じた子どもの実態分析を実施する。

※は子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業





## 基本目標 2 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供

### 施策の方向 1 就学前教育・保育の体制確保

#### 【現状と課題】

就学前における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。そのため、集団の中での自発的な遊びを通して「生きる力」の基礎を培うとともに、乳幼児期にふさわしい生活習慣の基礎や規範意識の芽生えが育まれるよう支援が必要です。今後も保護者の多様な保育ニーズに対応しつつ、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、子ども一人一人の特性に応じた就学前教育・保育の体制を一層充実することが重要です。また、体制の充実を図るためにはそこで働く人々の資質や労働環境を向上させる必要があります。

アンケート調査では、子育て支援施策に期待すること・重要なこととして、「子どもが主体的に行動できるよう学校教育・保育環境の充実」が34.9%となっており、就学前施設が核となり、地域での子育てを支援する役割を果たすことが求められ、すべての子どもが健やかに成長できるように支援することが重要です。

#### 【施策の方向性】

地域の状況に応じた対応策として、市立幼稚園と市立保育所の適正な規模についての整備検討を行います。また、保護者の就労に関わらず等しく質の高い教育・保育を提供することができる認定こども園の整備を推進し、3歳児の教育ニーズにも対応していきます。

その他、教育・保育施設間での交流やそこで働く人々に対する研修を実施し、資質の向上等を図ることにより就学前の子どもの健やかな成長を支援します。

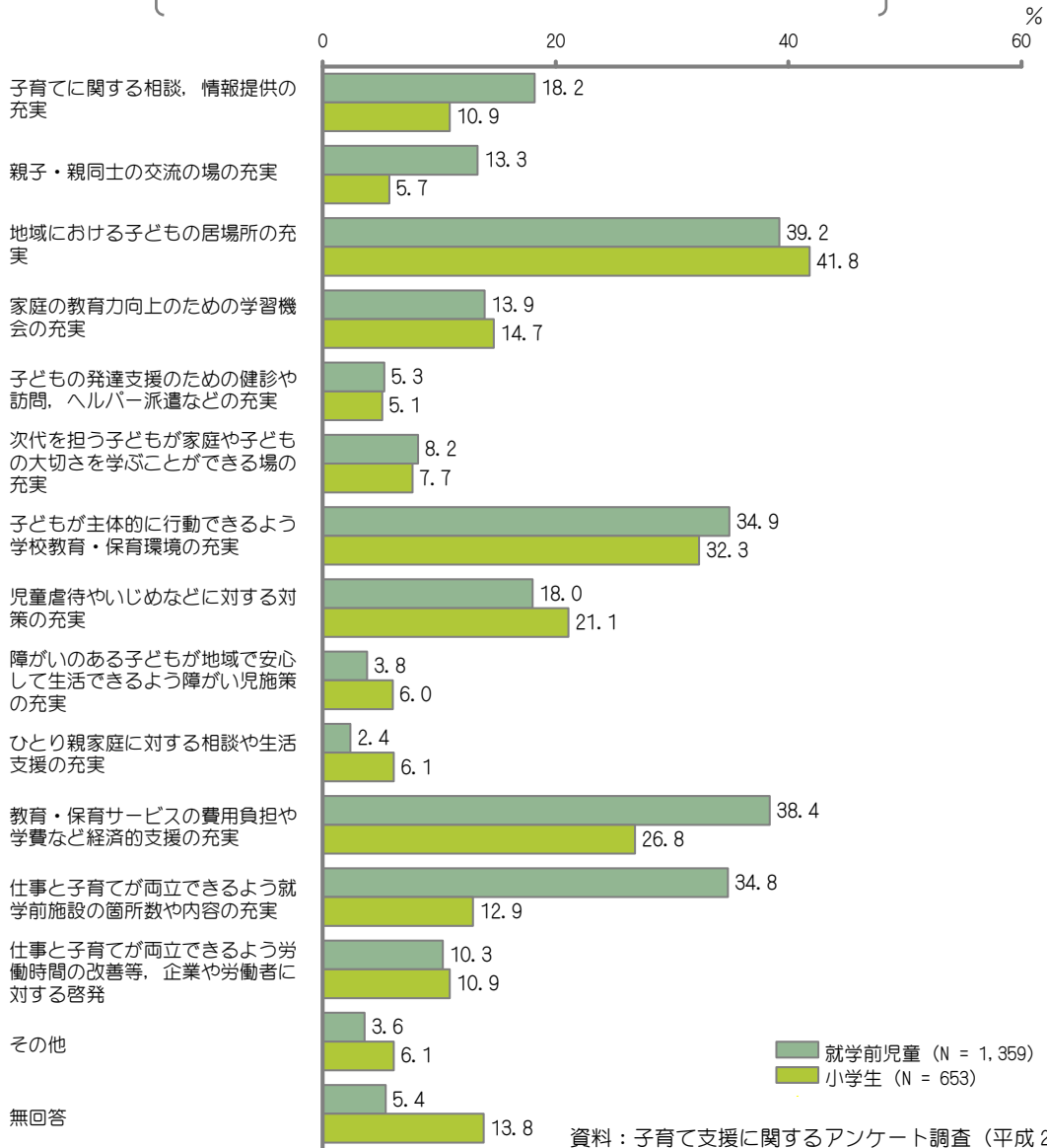
#### 【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1 ※	一時預かり事業	保育課 管理課 学校教育課	保護者の仕事、疾病、出産、冠婚葬祭等の一時的な理由で家庭での保育が困難となる場合に子どもを預かる。
2	地域型保育事業	保育課	小規模保育事業等を整備し、働きたい時に子どもを預けて働くことができるような環境を整える。
3	教育・保育施設における地域との世代間交流	保育課 学校教育課	運動会や秋祭りの行事等を通じて、中高生、お年寄り、施設の方々と教育・保育施設を利用している子どもたちとの交流を図る。

No	事業名	担当課	事業内容
4	教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流	保育課 学校教育課	一貫した就学前教育・保育が行えるように、教育・保育施設同士の連携や積極的な交流を図る。
5	幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上	保育課 学校教育課	幼稚園教諭、保育士、保育教諭等としての資質や指導力の向上のため、研修、実習等を通じた人材育成の充実を図る。
6	幼稚園教諭、保育士の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮	保育課 学校教育課	幼稚園教諭、保育士の職員配置基準については本市独自の基準を定め、質の高い教育・保育を提供する。
7	子どもの読書のまちづくり事業	保育課 学校教育課 図書館	幼児期から絵本や物語に親しみ、言葉の持つ魅力や響き、美しさを感じるとともに、言葉を使って表現する楽しさを味わう。

※は子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

〔芦屋市の子育て支援施策に期待すること・重要なこと（複数回答）〕





## 施策の方向 2 小学校への円滑な接続

### 【現状と課題】

本市では、これまでも小学校への円滑な接続が行われるよう、子ども同士の交流を行ってきました。また、小学校、幼稚園及び保育所それぞれの関係職員の交流等の取組も行っています。

今後も引き続き、子どもに対して、連続性を確保した教育を行い、小学校生活を子どもたちが笑顔で過ごすことができるようにするために、子どもの育ちと学びを支援する体制づくりを進めていく必要があります。

### 【施策の方向性】

小学校への円滑な接続が行えるように、すべての子どもに平等に質の高い教育・保育を提供できるようにし、関係職員の資質向上のための研修、交流等の連携を強化していきます。

また、小学校、就学前教育・保育施設、家庭及び地域との連携にも引き続き取り組みます。

### 【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	小学校との連携	保育課 学校教育課	教育・保育施設から小学校へのつながりが円滑に行えるように、小学校との連携や積極的な交流を図る。
2	芦屋市就学前カリキュラムの策定、実施	保育課 学校教育課	芦屋市内の教育・保育施設を利用するすべての子どもに平等に、同じ質の教育・保育の提供を推進するため、芦屋市就学前カリキュラムを策定し、実施する。

## 基本目標3 すべての子どもの育ちを支える環境の整備

### 施策の方向1 地域における子どもの居場所づくりの推進

#### 【現状と課題】

本市では、これまで地域の公共施設等の活用を図り、地域活動等を通じた居場所づくりを推進してきました。しかしながら、学校施設等の活用は限界があり、他の公的施設においても一般利用者との兼ね合いや施設管理等の問題があり、居場所の確保が難しい状況にあります。

アンケート調査では、小学生児童の放課後の過ごし方に対する希望として、「自宅」と「習い事」が高くそれぞれ6割を超えているものの、学校施設や地域での子どもたちの安全・安心な居場所の確保は大きな課題です。

このような状況において、子どもの社会性を育むためには、子どもたちが仲間や地域の人とふれあう場へ参加することが大切となり、気軽に利用できる施設や事業の充実及び周知を行う必要があります。

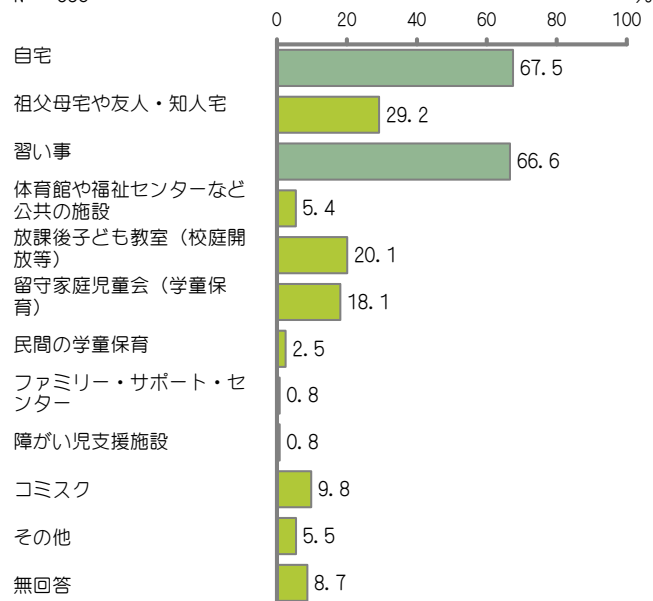
#### 【施策の方向性】

地域の中で安心して子ども同士が交流できる場として、公的施設を有効活用できるよう努め、今までの事業参加型だけでなく、自主性を重んじ、自由に活動や学習又は遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に推進します。

〔 放課後の過ごし方に対する希望（小学生児童）（複数回答） 〕

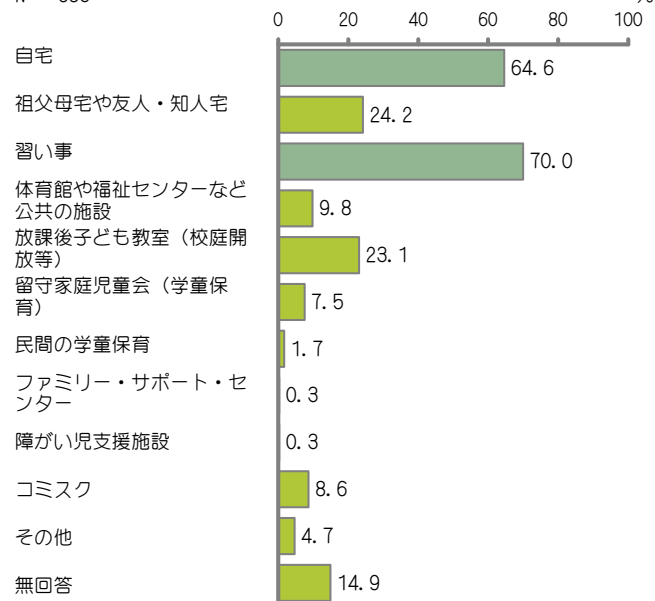
#### 低学年（1～3年生）

N = 653



#### 高学年（4～6年生）

N = 653



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成26年3月）







【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	地域における子育て支援活動	市民参画課 こども課 保育課 学校教育課	あしや市民活動センターや幼稚園、保育所等の公共施設を利用し、子育ての情報交換・団体間交流・ネットワーク化を図り、地域における子育て支援活動の充実を図る。
2	公共施設等利用料金の減額、免除	児童センター 管理課 打出教育文化センター スポーツ推進課 美術博物館	子どもたちが公共施設を利用して様々な活動ができるよう、施設の利用料金の減額、免除を図る。
3	公共施設の有効活用	所管課	公的施設を子どもの居場所として有効活用できるようにする。
4	放課後子供教室	生涯学習課 青少年育成課	放課後や週末等の子どもたちの安全な居場所を確保するため、各小学校の校庭等を開放し、児童が安全・安心・健康で明るく楽しい仲間づくりができる場を提供する。
5	コミュニティ・スクールへの支援	生涯学習課	学校等において地域住民がスポーツ、文化、レクリエーション等を通じてコミュニティを深める活動に対して支援する。
6	児童館における子どもの居場所づくり (小学生以上対象)	児童センター	「ジュニアクラブ」「パソコンクラブ」等、時代のニーズに合わせた事業を展開するとともに、ビデオブースや図書スペース等、自由に入出りできるスペースを確保し、小学生以上の児童が気軽に利用し交流できる場を提供する。
7	図書館における子どもの居場所づくり	図書館	「こどもおはなしの会」「人形劇の会」「小学生の本の部屋」等の事業を通して、幼児親子や小学生が集える場を提供する。
8	文化施設における子どもの居場所づくり	公民館 美術博物館	美術博物館における「子どもギャラリートーク」や公民館での「子ども向け夏休み事業」等の実施により、子どもが芸術・文化に触れる機会を充実させる。

## 施策の方向 2 安全・安心なまちづくりの推進

### 【現状と課題】

地域において安全・安心で快適な生活を営むことはすべての市民の願いです。

本市では、安全・安心なまちづくりを目指し、防犯設備、歩道等の整備、地域での見守り活動等、防犯や交通安全への意識を高めるよう取り組んでいます。子どもを守るための防犯活動として、市民の連携による自主的な子どもの登下校の見守り活動や、愛護委員、シルバー人材センター及び行政職員等による小学校の下校時の見守り活動が定着しています。

芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画〈後期〉の評価においても推進して充実している事業が多くあります。

引き続き、子どもや子ども連れでの行動に不安を感じることなく子育てができるよう、地域、関係機関との連携を強化させ、安全・安心な体制づくりに努める必要があります。

### 【施策の方向性】

誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、福祉のまちづくりを推進するとともに、関係機関との連携・協力の強化を図り、交通事故等防止対策を推進します。

子ども自らが危険回避できる力を養うための防犯・防災教育や、警察、行政、保育所、学校園、地域等の連携や協力による防犯、交通事故対策等に今後も引き続き取り組み、危機管理を強化していきます。

### 【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	地域主体の防犯活動	防災安全課 青少年愛護センター	「あいさつ運動」等の事業を通して地域全体で子どもの見守り活動、声掛けを実施し、地域の防犯機能を高める。また、自主防犯の向上をめざし、地域（自治会）、関係機関（防犯協会）が連携を図ることにより、地域における自主防犯活動に取り組む。
2	犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発	防災安全課 青少年愛護センター	家庭、学校、地域及び関係機関が連携を図り、子どもや保護者に対して、様々な犯罪の危険性についての教育、啓発、情報提供等を行う。





No	事業名	担当課	事業内容
3	福祉のまちづくりの推進	地域福祉課 都市建設部総務課 道路課 公園緑地課 建築課	グリーンベルト設置 公共施設、公共交通機関等におけるユニバーサルデザイン化 子育て支援施設の整備 道路反射鏡、ガードレール、街路灯等の設置、整備 通学、通園路等の横断小旗の管理 安全な公園づくり 都市公園、児童遊園等の整備
4	交通安全の意識向上	都市建設部総務課	子どもの交通安全を確保するため、不法駐輪及び不法駐車をなくし、自転車マナーを守るよう啓発活動を継続する。また「交通安全教室」や「出前講座」等の実施により、交通安全に対する意識向上を図る。
5	芦屋市通学路交通安全プログラムの実施	都市建設部総務課 道路課 学校教育課	学校、PTA、行政、警察、地域との連携により、通学路の点検を定期的に行い、安全を確保する。
6	教育・保育施設における危機管理体制の強化	保育課 学校教育課	自然災害や防犯対策について関係機関との連携を強化し、緊急時に子どもの安全を守ることができるよう体制を強化する。併せて、防災ヘルメット、防犯カメラの設置等をはじめとする防災、防犯対策に取り組む。
7	あしや防災ネットの運用	防災安全課	携帯電話やパソコンのメール機能を利用して登録者に気象警報等に関する情報を発信する。
8	安全パトロールの実施	防災安全課 青少年愛護センター	子どもが安全安心に生活できるよう、青色回転灯付パトロール車による下校時の安全パトロールや、愛護委員による街頭巡視活動に取り組む。
9	救急法の学習	救急課	子どもの急病や事故等の際に、素早く適切な対応ができるように、保護者を対象とした応急手当や救急法の啓発や学習機会の提供を行う。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

## 施策の方向3 配慮が必要な子どもとその保護者への支援

### 【現状と課題】

近年、幼稚園・保育所・学校において、発達障がいやその周辺域の子どもたちが増加の傾向にあります。従来の3障がい（身体・知的・精神）に加え、発達障がいを含めた支援のあり方や医療的ケアを必要とする子どもの支援が課題となっています。また、帰国児童生徒や外国人の子どもなど日本語によるコミュニケーションを図ることが困難な子どもへの支援の充実も求められています。

子どもの自立には、乳幼児期からの継続的な支援が重要であり、一人一人の多様なニーズに応じた相談・支援体制の充実が必要です。

また、地域の理解や温かなつながりはとても大切なものであり、地域理解の促進に対して積極的な取組が必要です。

### 【施策の方向性】

障がいのある子どもとその保護者に対しては、一人一人の障がいの状況に応じた、きめ細かな支援を行っていくとともに、障がいのある子どもが地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的に取り組みます。

また、日本語指導や生活面等で特段の配慮が必要な子どもやその保護者への支援についても、それぞれの課題に応じて取り組みます。





【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	早期療育訓練の実施	こども課	「芦屋市立すくすく学級」において、心身の発達に支援の必要な乳幼児に対し、通所による療育訓練を行う。
2	統合保育 特別支援教育	保育課 学校教育課	個別的配慮が必要な就学前の子どもが教育・保育施設を利用できるようにし、集団生活を行うことにより、当該子どもの健全な発達を促進する。
3	特別支援教育センターの相談	学校教育課	特別支援教育の対象となる子どもの保護者及び教員を対象とした教育相談や指導助言等を実施する。
4	療育支援相談事業	障害福祉課 こども課 保育課 健康課 学校教育課	継続的な個別相談及び関係機関が関わっている子どもについて、情報を共有し、医師等の専門職の助言を得ながら、必要な支援について検討する。
5	障がい児機能訓練事業	障害福祉課	身体障害者手帳又は療育手帳を所持している子どもを対象に機能訓練事業を行う。また、療育支援相談事業との連携により、必要に応じて学校訪問等も行い、日常生活における指導助言を行う。
6	サポートファイルの普及・啓発	障害福祉課 こども課 保育課 健康課 学校教育課	保護者とともに支援者が連携を図り、途切れない支援を行うことができるよう、サポートファイルの普及・啓発を行い、有効活用に向けた取組の検討を行う。
7	医療型短期入所の実施	市立芦屋病院	市立芦屋病院において、医療的ケアが必要な障がいのある人に対して医療型短期入所サービスを実施する。
8	日本語指導支援ボランティア	学校教育課	帰国・外国人児童生徒に対して、日本語指導や学習支援を行う。
9	市立学校における帰国外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業	学校教育課	センター校を設置し、支援員を配置し、放課後等の時間帯に学習支援を行う。

## 基本目標4 仕事と子育ての両立の推進

### 施策の方向1 仕事と子育ての両立を図るための環境の整備

#### 【現状と課題】

子どもの健やかな成長には、家族や地域、社会全体で子育て家庭を支えていくことが重要です。

本市では、市民や事業所への意識啓発として、育児休業制度及び介護休業制度等法律に定められている制度の周知に努めてきました。

しかしながら、アンケート調査では、育児休業を取得したかについて、母親で「取得した(取得中である)」の割合が25.8%となっており、取得していない理由については、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が41.2%と突出しています。一方で、父親は、「取得していない」の割合が88.2%と最も高くなっており、取得していない理由については、母親が専業主婦等の理由から「制度を利用する必要がなかった」との回答が34.2%ありましたが、「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」等の様々な理由で取得できていないことから、企業も含めた仕事と子育ての両立支援の環境が必要です。

これらからも、子育てしやすい環境づくりについて、事業主等に対してはどのような啓発をしていくか検討していく必要があります。また、仕事と子育ての両立の相談支援についても充実できるよう、ハローワークをはじめとする関係機関とより一層の連携を図る必要があります。

#### 【施策の方向性】

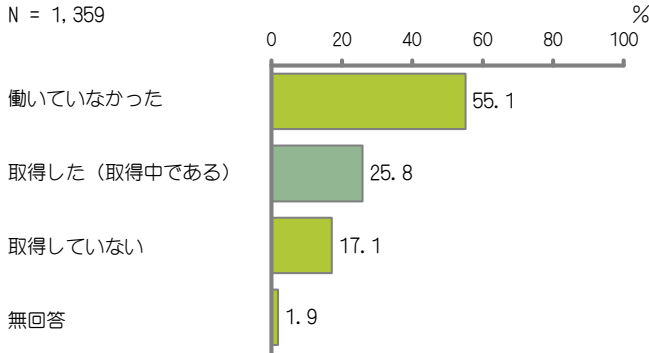
仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、事業所における子育てへの支援が重要になります。仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。

また、次世代育成支援対策推進法が平成37年3月までの10年間の時限立法として延長されたことを受け、事業主に対し、一般事業主行動計画の策定を周知します。

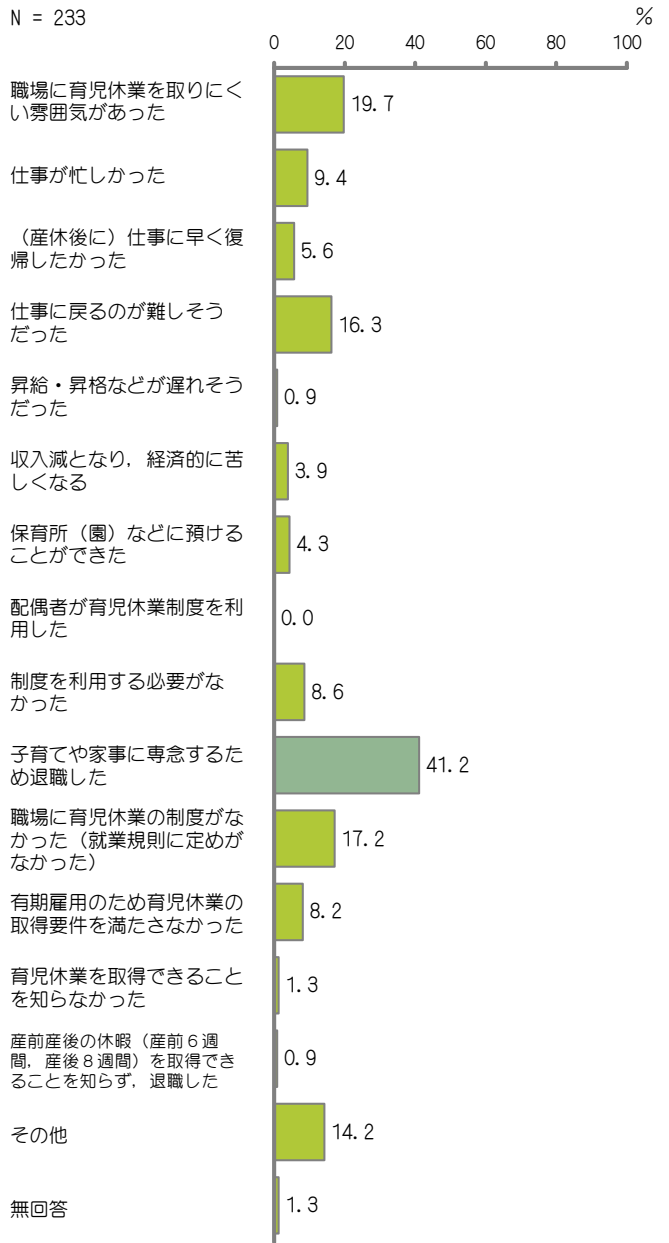




〔母親の育児休業取得の有無（就学前児童）〕  
（単数回答）



〔母親の育児休業を取得していない理由（就学前児童）〕  
（複数回答）



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成26年3月）

第1章

第2章

第3章

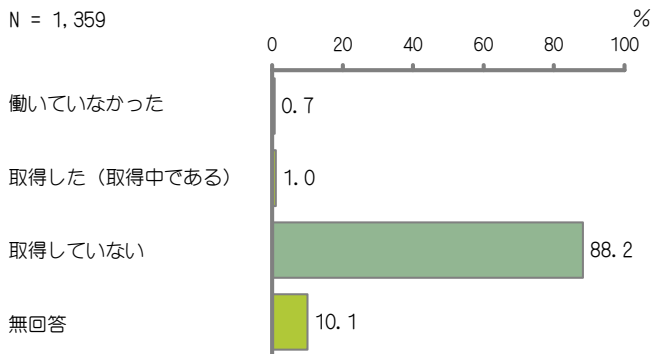
第4章

第5章

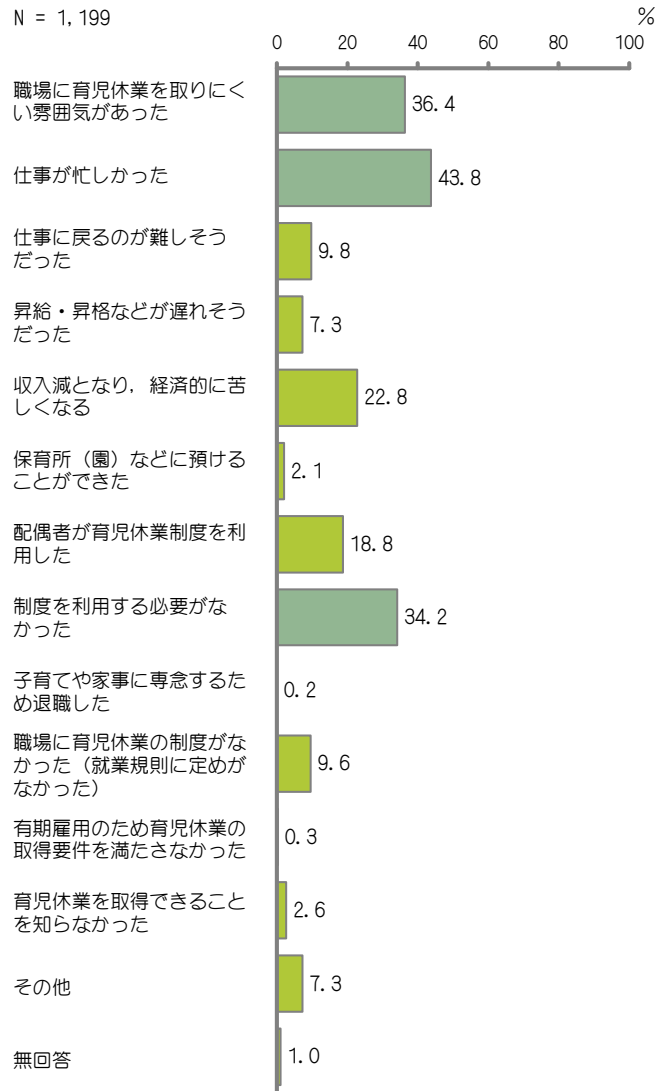
第6章

資料編

〔父親の育児休業取得の有無（就学前児童）〕  
（単数回答）



〔父親の育児休業を取得していない理由（就学前児童）〕  
（複数回答）



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成26年3月）

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編







【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	父親の子育てに対する積極的参加の促進	男女共同参画推進課 こども課 保育課 健康課 学校教育課	父親が地域の行事や家庭での育児に参加できるような集会やイベントを企画し、あらゆる機会を通じ積極的に父親の参加を促す。
2 ※	時間外保育事業 (延長保育事業)	保育課	通常保育の利用者に対し、通常の保育時間を超えて延長して保育を行う。
3 ※	病児保育事業(病児・病後児保育事業)	保育課	病気や病気回復期の子どもで、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で子どもを預かる。
4 ※	放課後児童健全育成事業	青少年育成課	保護者の就労等のため、放課後、家庭での保護を受けることができない小学生を対象に適切な遊びと生活の場を与えて健全育成を図る。
5	多様な働き方の啓発	男女共同参画推進課 経済課	労働時間短縮やフレックス制度の周知 子育て支援に必要な休暇取得の普及促進のための啓発 男性の働き方の見直しに向けた啓発 ワークシェアリング促進の啓発

※は子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

## 施策の方向 2 産休・育休からの復帰が円滑にできる環境の整備

### 【現状と課題】

近年、女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及等により、共働きの子育て家庭が増えています。勤務形態も多様化しており、現在就労していない母親でも潜在的な就労意向を持つ人が多くなっています。

育児休業を取得した方の約半数は本人の希望と異なる時期に職場復帰しています。本人の希望する時期と異なる時期での職場復帰の理由としては「希望する保育所（園）に入るため」又は「希望する保育所（園）に入れなかったため」であることから、産休・育休から希望する時期に職場復帰できる環境の整備が必要です。

また、変則的な勤務に応じた保育や育児疲れの解消等を目的とした保育等、ニーズも多様化しており、それらに柔軟に対応できる保育サービスの提供が求められています。

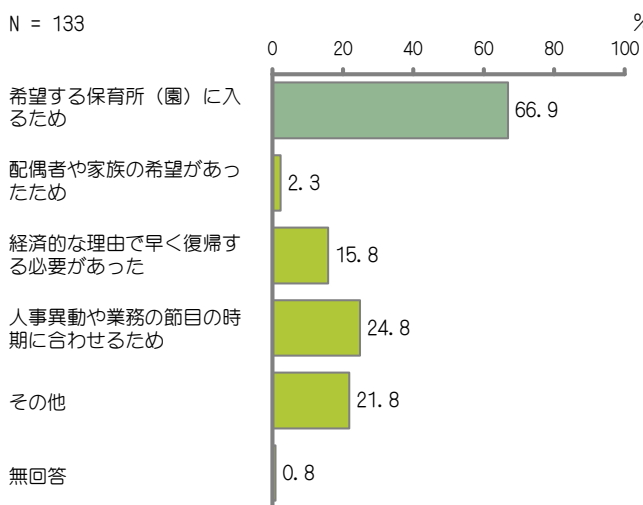
### 【施策の方向性】

女性が働きながら子育てを行うために、保育サービスなどの充実は必要不可欠であることから、保育所、認定こども園及び地域型保育事業の整備による待機児童の解消に努め、受皿を確保するとともに、子どもにとって良好な保育環境となる質の確保に努めます。

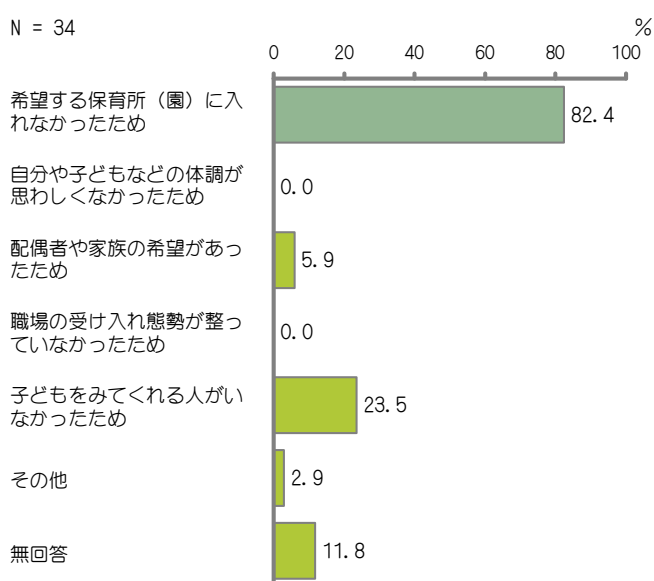
また、保護者が産休・育休から希望する時期に復職できるよう、新たに利用者支援事業を実施し、適切な助言を行います。

### 〔希望の時期に職場復帰しなかった理由（就学前児童）（複数回答）〕

#### 「希望」より早く復帰した方



#### 「希望」より遅く復帰した方



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成 26 年 3 月）





【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	育児休業制度等の普及促進	経済課	育児休業制度の普及，促進を図るための啓発を行う。
2	再雇用制度の普及促進	経済課	結婚，出産等で一時的に退職した者が復職できるように，再雇用制度の普及と促進を図るための啓発を行う。
3 ※	利用者支援事業	(新規事業)	「子育てコーディネーター」として認定した支援者が，地域における様々な子育て支援サービスの紹介を行ったり，子育てに関する相談を受け専門の施設へ繋いだりする役割を担い，市民（利用者）が多岐にわたる子育て支援サービスを円滑に利用できるようにする。

※は子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編